

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四
—第四十条の六）

第四節の二 同 上
第一款 同 上

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税
の特例（第四十条の七—第四十条の九）

第二款 同 上

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条
の三の二）

第五節 同 上

第六節 その他の特例（第四十一条の四—第四十二条の三）

第六節 同 上

第三章 法人税法の特例

第三章 同 上

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節 同 上

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第一節の二 同 上

第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の十）

第二節 同 上

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節 同 上

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の
特例（第五十九条の二）

第三節の二 同 上

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節 同 上

第三節の四 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（
第六十条の二）

第四節 同 上

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）

第四節 同 上

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節 同 上

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条
の三）

第四節 同 上

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第四節 同 上

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条
の二）

第五節 同 上

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三
条）

第五節 同 上

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第六節 同 上

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第一款 同 上

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の二—
第六十五条の五）

第二款 同 上

第一款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第一款 同 上

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第三款 同 上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外國子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外國子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外國法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の十一—第六十八条の七）

第八節 その他の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の五）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一—第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 國際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十八条の六十三の三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四—第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十）

第四款 同 上

第七節 同 上
第七節の二 同 上

第七節の三 同 上

第七節の四 同 上

第七節の四 同 上
第一款 同 上

第七節の四 同 上
第二款 同 上

第七節の四 同 上
第八節 同 上

第七節の四 同 上
第九節 同 上

第七節の四 同 上
第十節 同 上

第七節の四 同 上
第十一節 同 上

第七節の四 同 上
第十二節 同 上

第七節の四 同 上
第十三節 同 上

第七節の四 同 上
第十三節の二 同 上

第七節の四 同 上
第十四節 同 上

第七節の四 同 上
第十五節 同 上

第七節の四 同 上
第十六節 同 上

第七節の四 同 上
第十七節 同 上

第七節の四 同 上
第十八節 同 上

第七節の四 同 上
第十八節 同 上

八・第六十八条の六十九)

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一—第六十八条の七十
三）

第二款 同 上

第三款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七
七十四—第六十八条の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七
十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—
第六十八条の八十五の三）

第五款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第六款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—
第六十八条の八十五の四）

第七款 削除

第八款 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第九款 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条
の八十八—第六十八条の八十八の二）

第十款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第
六十八条の八十九）

第十一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第十二款 連結法人の特定外國子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条
の九十一—第六十八条の九十三）

第十三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外國法人に係る所得の課
税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

第十四款 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百
十一）

第十五款 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十三）

第十六款 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第十七款 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の六）

第十八款 消費税法等の特例

第十九款 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の五）

第二十款 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の八）

第二十一款 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第二十二款 挥発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五一—第九十条の
三）

第十九節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第二款の二 同 上

第二款の三 同 上

第二款 同 上

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十—第九十条の十三）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条—第九十八条）

附則

第三節の二 同 上

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八・第九十条の九）

第三節の四 同 上

第四節 同 上

第七章 同 上

第八章 雜則（第九十七条・第九十八条）

附則

（特定寄附信託の利子所得の非課税）

第四条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託（以下この条において「特定寄附信託」という。）の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配（公社債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に關する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されおり、かつ、当該公社債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していく期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第五項において「利子等」という。）については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社（信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）との間で締結した当該居住者を受益者とする信託契約で、当該信託財産を所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（同条第三項の規定又は第四十一条の十八の二第一項の規定により特定寄附金とみなされたものを含む。）のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして政令で定めるもの（第五項において「対象特定寄附金」という。）として支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として政令で定める要件が定められているものをいう。

3 第一項の規定は、前項の居住者が、特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第七項において「特定寄附信託申告書」という。）に、当該特定寄附信託契約の契約書

の写しを添付して、これを当該特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の場合において、特定寄附信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の受託者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

5 特定寄附信託契約又はその履行につき、その信託財産を対象特定寄附金として支出することを主たる目的としなくなつたことその他の計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実として政令で定める事実が生じた場合には、当該特定寄附信託契約の締結の時から当該事実が生じた日までの間に支払われた利子等については、第一項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において当該利子等の支払があつたものと、当該特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとそれぞれみなしして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

6 第一項の規定がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入学に関してするものを除く」とあるのは、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校の入学に関してするものを除く」と、同条第三項中「支出した金錢」とあるのは、「支出した金錢（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは、「第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及びその寄附をした者」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、特定寄附信託の信託財産につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定寄附信託申告書を提出した者がその提出後当該特定寄附信託申告書に記載した事項を変更した又は変更する場合における届出に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 省 略

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 同 上

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下

この項において同じ。) の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(第二号及び第十三項において「適格外国証券投資信託」という。)である場合に限り、適用する。

一 省 略

二 当該外国投資信託の受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

3| 外国の法令に基づいて設定された信託で所得税法第十三条第三項第二号に規定する退職年金等信託に類するもの(同条第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次項において「受益者等」という。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託(次項において「受益者等課税信託」という。)に該当するものに限る。)のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの(以下この項及び次項において「外国年金信託」という。)の信託財産につき生ずる振替国債又は振替地方債の利子については、当該外国年金信託の受託者が当該利子の支払を受けるものとして、第一項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「収益及び費用は」とあるのは、「収益(租税特別措置法第五条の二第三項(振替国債等の利子の課税の特例)の規定の適用を受ける同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子を除く。)及び費用は」とする。

4| 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この項において「組合契約」という。)に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「組合財産」という。)又は信託(受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この項及び第十四項において同じ。)の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者(以下この項、第十一項、第十二項及び第十四項において「業務執行者等」という。)が次に掲げる要件

この項において同じ。)の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。)である場合に限り、適用する。

一 同 上

二 当該外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

を満たしている場合に限り、適用する。

一 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該業務執行者等が、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十四項において「組合等届出書」という。）並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（第十項、第十四項及び第十五項において「組合契約書等の写し」という。）を、第一項第一号の規定に準じて同号の特定振替機関等を経由し、又は同号の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該業務執行者等が当該組合契約を締結している組合員又は当該信託の受益者等の当該振替国債又は振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項から第十二項までにおいて「組合等所有期間明細書」という。）を、第一項第二号イの規定に準じて同号イの特定振替機関等を経由し、若しくは同号イの適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由し、又は同号ロの規定に準じて同号ロの特定振替機関等及び利子の支払をする者を経由し、若しくは同号ロの適格外国仲介業者及び特定振替機関等並びに利子の支払をする者を経由してその利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

5 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件（当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、第一項各号及び前項各号に掲げる要件）を満たしているときは、当該支払を受ける利子（所有期間に對応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

6 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは、「第五条の二第五項後段」の規定の適用があるものを除く。以下

3| 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子（所有期間に對応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4| 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは、「第五条の二第三項後段」の規定の適用があるものを除く。以下

この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の」と、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

7| 省略

8| 国税庁長官は、前項第四号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一・二 省略

三 その者が第十六項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

9| 国税庁長官は、第七項第四号の承認を受けた者について次のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

一・二 省略

10| 第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第一号の場合において、非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書「振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」が同項第一号イに規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第一号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に経由書及び組合契約書等の写し又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に経由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時にこれら税務署長に提出があつたものとみなす。

11| 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十三項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分

この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の」と、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第三項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

6| 5| 同上

三 その者が第十四項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項若しくは第二十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

7| 国税庁長官は、第五項第四号の承認を受けた者について次のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

一・二 同上

8| 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第一号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に経由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取つた時にこれら税務署長に提出があつたものとみなす。

9| 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分

」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けてい
る振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又
は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替
国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成
し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定
振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等
に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から
当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管
理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関）を経由して特定
振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振
替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関で
ある場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管
理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及
び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国
債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由し
て特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管
理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関
（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替
記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振
替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載
等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該
非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規
定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものと、業務執行者等は、その支
払を受けるべき利子につき第四項第一号の規定による組合等所有期間明細書の提
出をしたものと、それぞれみなす。この場合において、非課税区分において振替
記載等を受けていた振替国債につき支払を受ける利子に対する第一項の規定の適
用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き
続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記
載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算し
応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に
限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一・二 省略

12 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告

」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けてい
る振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又
は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替
国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成
し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定
振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等
に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から
当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管
理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関）を経由して特定
振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振
替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関で
ある場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管
理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及
び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国
債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由し
て特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管
理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関
（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替
記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振
替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載
等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該
非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規
定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において
、非課税区分において振替記載等を受けていた振替国債につき支払を受ける利子
に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又
は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方
債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所
有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算し
た金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一・二 同 上

10 非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告

書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続いていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十四項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を行わないこととされている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等を受ける者に対する者に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等を受ける者に対する者に対し提出したとき）及び当該振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対する者に対して提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子の支払をする者に対する者に対して提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号口の規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものと、業務執行者等は、その支払を受けるべき利子につき第四項第二号の規定による組合等所有期間明細書の提出をしたものと、それぞれみなす。この場合において、非課税区分におい

書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続ぎ所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特記載等に係る特定口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等が特定口座管理機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者に対する者に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対する者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外國仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子の支払をする者に対する者に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子について第一項第二号における規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振

て振替記載等を受けていいる振替地方債につき支払を受ける利子に対する第一項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続ぎ振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一・二 省 略

13|

14| 非課税適用申告書を提出した者又は組合等届出書を提出した業務執行者等が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称若しくは住所の変更をした場合又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所の他の財務省令で定める事項の変更をした場合には、これらの者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書又は当該組合等届出書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定めた日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した者の中の氏名若しくは名称及び住所その他の財務省令で定めた事項を記載した申告書又はその変更をした後の当該組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書及び組合契約書等の写しを、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書又は当該届出書及び組合契約書等の写しを提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

一・二 同 上

11|

12| 非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

第十九項の規定は、前項に規定する申告書の提出並びに同項に規定する届出書及

び組合契約書等の写しの提出について、第十三項の規定は、前項に規定する申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」とあるのは「第十四項」と、「非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロ」とあるのは「同項に規定する申告書又は届出書及び組合契約書等の写しが第一項第一号」と、「非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」とあるのは「申告書又は届出書及び組合契約書等の写し」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第十三項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

17 | 16

るところにより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から設定を受けている第十一項に規定する非課税区分口座又は第十二項に規定する非課税区分口座において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。)につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等)に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該振替国債又は振替地方債につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

適格外国仲介業者は、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は振替地方債につき第十一項に規定する非課税区分口座又は第十二項に規定する非課税区分口座の設定をする場合には、政令で定めるところにより、これらの非課税区分口座の設定を受けようとする非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所その他の

第八項及び第十一項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告

第八項及び第十一項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第二号に規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書」とあるのは「申告書」と、「これら」とあるのは「当該」と、第十一項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

同上

15 | 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるとこより、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債又は振替地方債（当該適格外国仲介業者から設定を受けている第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。）につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該振替国債又は振替地方債につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるとこにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

適格外国仲介業者は、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は振替地方債につき第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座の設定をする場合には、政令で定めるところにより、これらの非課税区分口座の設定を受けようとする非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所その他の財務

- 財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関（特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより國税庁長官の承認を受けたものをいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外國間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により通知し、当該適格口座管理機関の確認を受けなければならない。
- 19 国税庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。
- 一 省 略
- 二 その者が前項に規定する確認を行うこと又は第二十二項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。
- 20 国税庁長官は、第十八項の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。
- 21 適格外国仲介業者は、第十一項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受けた利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を当該利子の支払をする者に提出している場合には、政令で定めるところにより、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所、その支払を受ける利子の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外國間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。
- 22 第十一項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合又は第十二項の規定により同項の特定振替機

- 省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関（特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより國税庁長官の承認を受けたものをいう。以下この項及び第十九項において同じ。）（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外國間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により通知し、当該適格口座管理機関の確認を受けなければならない。
- 17 同 上

- 一 同 上
- 二 その者が前項に規定する確認を行うこと又は第二十項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。
- 18 国税庁長官は、第十六項の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。
- 19 適格外国仲介業者は、第九項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を当該利子の支払をする者に提出している場合には、政令で定めるところにより、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所、その支払を受ける利子の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外國間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。
- 20 第九項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合又は第十項の規定により同項の特定振替機関等

関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第八号中「支払をする者」とあるのは、「支払をする者（租税特別措置法第五条の二第十一項又は第十二項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、これららの規定によりこれらの規定の書類を提出した同条第一項に規定する特定振替機関等（当該書類を同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者が提出した場合にあつては、同条第二十一項の規定により当該適格外国仲介業者から通知を受けた同項の適格口座管理機関））」とする。

省略

24

省略

特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（振替社債等の利子の課税の特例）

第五条の三 省略

2 前項の規定は、特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（特定振替社債等の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子（第五項において準用する前条第一項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの又は第五項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとされるものを除く。）については、適用しない。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項各号に掲げる要件（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子については、第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件）を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第一百十二条の規定は、適用しない。

若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第八号中「支払をする者」とあるのは、「支払をする者（租税特別措置法第五条の二第九項又は第十項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、これらの規定によりこれらの規定の書類を提出した同条第一項に規定する特定振替機関等（当該書類を同条第五項第四号に規定する適格外国仲介業者が提出した場合は、同条第十九項の規定により当該適格外国仲介業者から通知を受けた同項の適格口座管理機関））」とする。

同上

21

同上

22

同上

23

特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十六項、第十九項及び第二十一項第三号又は前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（振替社債等の利子の課税の特例）

第五条の二 同上

2 前項の規定は、特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（特定振替社債等の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子（第五項において準用する前条第一項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるものを除く。）については、適用しない。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

- 三 特定口座管理機関 前条第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。
四 特定間接口座管理機関 前条第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

五・六 省略

- 七 振替記載等 前条第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

- 八 外国再間接口座管理機関 前条第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

- 九 外国間接口座管理機関 前条第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

5 前条第一項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第四項		前条第二項	省略	
第一項の		前条第三項	第一項の	省略
		同条第一項中	同法第十三条第一項中	
		第五条の二第三項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項	

同項に規定する振替国債又は振替地方債

同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等

4 同上

一・二 同上

- 三 特定口座管理機関 前条第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。
四 特定間接口座管理機関 前条第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

五・六 同上

- 七 振替記載等 前条第五項第六号に規定する振替記載等をいう。

- 八 外国再間接口座管理機関 前条第五項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

- 九 外国間接口座管理機関 前条第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

5 前条第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項の規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
----	----	----

前条第四項

第一項及び前項

次条第一項及び第三項

第一項各号	次条第一項各号
第一項第一号	同条第一項第一号
第一項第二号イの規定に準じて同号イの特定振替機関等を経由し、若しくは同号イの適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由し、又は同号口の規定に準じて同号口の特定振替機関等及び利子の支払をする者を経由し、若しくは同号口	次条第一項第二号の規定に準じて同号の特定振替機関等及び利子の支払をする者を経由し、又は同号
前条第六項	第一項及び前項
第五条の二第一項後段	次条第一項及び第三項
第五条の二第一項の項後段	第五条の二第三項後段
第五条の二第一項又は第五项後段	第五条の二第一項又は第三项後段
第七項第四号	次条第四項第五号
前条第九項	前条第八項
前条第十項	省略
第一項第一号若しくは第一項第一号に	同条第一項第一号に
又は振替国債所有期間明細書類(以下この項及び第十	又は同項第一号に規定する

				第五条の二第三項後段
			第五条の二第一項の 第五条の二第一項の	第五条の二第三項後段
		前条第六項	第五条の二第一項又は第三 第五条の二第一項又は第三	第五条の二第三項後段
前条第八項	前条第七項	同上	項後段	項後段
振替国債所有期間明細書が 同項第二号イに規定する税 務署長に提出されたとき若	第一項第一号又は第二号	第五項第四号	第五項第四号	第五項第四号
おいて「所有期間明細書」	同項第一号に規定する書類 (以下この項及び第十項に	次条第一項第一号又は第二 号	同上	同上

第一項第一号」	同項第一号イ若しくは口	細書	前条第十二項	同項第二号イ若しくは口	細書	二項において「所有期間明細書」という。)	前条第十四項	振替地方債所有期間明細書	当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書
次条第一項第一号」	同号	同号	前条第十項	当該所有期間明細書	同号	二項において「所有期間明細書が同号」が同号	前条第十五項	第一項の	省略
			前条第十一項	所有期間明細書	省略	しきは振替地方債所有期間明細書が同号	第一項第一号若しくは	省略	省略

振替国債所有期間明細書若	が第一項第一号	振替國債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口	前条第十二項	同上	同上	同上	同上	振替地方債所有期間明細書	しきは振替地方債所有期間明細書が同号
所有期間明細書	が次条第一項第一号	（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号	前条第十三項	第一項第一号又は第二号	同上	同上	同上	所有期間明細書	所有期間明細書
			前条第十一項	次条第一項第一号又は第二号	同上	同上	同上	同上	（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号

前条第二十二項	第五条の二第十一項又は第十二項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十二項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十二項	第五条の二第九項又は第十項
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
同条第七項第四号	同条第四項第五号	同条第五項において準用する同法第五条の二第二十一項	同条第五項において準用する同法第五条の二第二十九項	同条第五項において準用する同法第五条の二第十九項

前条第二十項	第五条の二第九項又は第十項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十九項	第五条の二第九項又は第十項
同上	同上	同上	同上	同上
同条第五項第四号	同条第五項	同条第五項において準用する同法第五条の二第十九項	同条第五項において準用する同法第五条の二第十九項	同条第五項

6・7 省 略

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）

第八条 国内に営業所を有する銀行その他政令で定める金融機関（以下この条に

おいて「金融機関」という。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子又は
合同運用信託若しくは公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）の収益の分配で次に掲げるものについては、所得税法第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号において「

6・7 同 上

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）

第八条 同 上

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号において「

振替口座簿」という。)に記載又は記録された公社債の利子(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。)でその記載又は記録されていた期間内に生じたもの

二・三 省略

2-6 省略

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月

一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。)で次に掲げるもの(以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式(投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。)にあつては、発行済みの投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

二・三 同上

2-6 同上

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)

第八条の四 同上

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式(投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。)にあつては、発行済みの投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

振替口座簿」という。)に記載又は記録された公社債の利子(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定めるものを除く。)でその記載又は記録されていた期間内に生じたもの

二・三 同上

2-6 同上

十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二・三 省略

2 省略
3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二・五 省略 4・8 省略

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第百二十条、第百二十三条若しくは第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第百二十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第百二十二条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したところを含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

二・三 同上

2 同上
3 同上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二・五 同上 4・8 同上

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第百二十条、第百二十三条若しくは第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第百二十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したことにより、同法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。